

中国における死刑制度の新動向

New Trend of Death Penalty System in China

趙 汝

桐蔭横浜大学大学院法学研究科修士課程

(2012 年 9 月 29 日 受理)

はじめに

2011 年 2 月 25 日に、中国の第十一期全国人民代表大会の常務委員会第十九回会議を「中華人民共和国刑法修正案 (8)」が無事に通過した。この「刑法修正案 (8)」は以前より大変注目されていたために、この修正案をめぐっては、すでに中国の学会も実務も直ちに議論を戦わせている。そのうちで最も高い関心を集めているのが死刑制度についての部分である。すなわち、その第一は、刑法総則の中の死刑制度に関する部分で、その第二は、刑法各則のうちで死刑が定められている罪名と法定刑についての部分である。

従来、中国は死刑大国として、世界的に有名である。それにもかかわらず、今回の「刑法修正案 (8)」では、多くの犯罪について死刑が削除された。これは「中華人民共和国刑法」の制定以来特筆すべき出来事である。それ故、この点を今回の修正案の特徴と言って良からう。したがって、以下で、この修正案の内容を、死刑制度の部分に限り取り出し、その内容と意義を明らかにしたいと思う。

一、「刑法修正案 (8)」で死刑についての基本状況

「刑法修正案 (8)」は、50 条によって構成されている。まず、そのうちで刑法総則に関する条文は、「刑法修正案 (8)」の第 1 条から第 19 条までの 19 か条である。その中で、直接に死刑制度に関係するのは、3 か条である。具体的には、「刑法修正案 (8)」の第 3 条、第 4 条、第 15 条で、「刑法修正案 (8)」の全条文の 6% にあたる。そしてこれらの条文は、「刑法」の第 49 条、第 50 条及び第 78 条に対応する。

また、刑法各則に関する条文は、「刑法修正案 (8)」の第 20 条から第 49 条までの 30 か条である。その中で、直接に死刑の科せられている罪名は 8 か条である。そして、それらは、「刑法修正案 (8)」の第 26 条、第 29 条、第 30 条、第 32 条、第 34 条、第 39 条、第 44 条及び第 45 条である。「刑法」に対応するそれぞれの条文は「刑法」の第 151 条、第 153 条、第 199 条、第 205 条、第 206 条、第 264 条、第 295 条、第 328 条である。法定刑に死刑が規定されている罪名については、13 か条

が廃止されており、これは「刑法」が死刑を定めている罪名の19%に当たる。具体的な罪名は、文物密輸罪、貴重金属密輸罪、珍しい動物及び動物製品密輸罪、普通貨物や物品密輸罪、手形詐欺罪、金融証詐欺罪、信用状詐欺罪、輸出品の税金の払い戻しの詐取のため、あるいは、税金を帳消しにするための付加価値税専用領収書不正作成罪、付加価値税専用領収書偽造及び販売罪、窃盗罪、犯罪の方法伝授罪、古文化遺跡や古墳盗掘罪、古人類化石や古脊椎動物化石盗掘罪である。

二、修正条文の概観

「刑法修正案(8)」の中で直接に死刑に関係する条文は、以下のようである。

【1】刑法総則について：

1、第3条：刑法の第49条の第2項の修正
旧条：犯罪の時に、18歳未満の者及び裁判の時に妊娠中の婦女には、死刑を適用しない。

新条：1項、犯罪の時に18歳未満の者及び裁判の時に妊娠中の婦女には、死刑を適用しない。

2項、裁判の時に満75歳の者には死刑を適用しない。但し、特に残虐な手段によって他人死亡の結果を惹き起こした場合は除く。

修正のポイント：満75歳の者には、原則として、死刑を適用できなくなった。

2、第4条：刑法の第50条の修正

旧条：執行猶予付き死刑の判決を言い渡された者が、死刑の執行猶予期間中に、故意に犯罪を犯さなかった場合は、2年間を経過した後、無期懲役に減刑する。さらに、重要な手柄を立てた場合は、2年間を経過した後、15年以上20年以下の有期懲役に減刑する。故意に犯罪があったことが調査で立証された場合は、最高人民裁判所が認定をして、死刑を執行する。

新条：執行猶予付き死刑の判決を言い渡された者が、死刑の執行猶予期間中に、故意に犯罪を犯さなかった場合は、2年間を経過した後、無期懲役に減刑する。さらに、重要な手柄を立てた場合は、2年間を経過した後、25年の有期懲役に減刑する。故意に犯罪があったことが調査で立証された場合は、最高人民裁判所が認定をして、死刑を執行する。

執行猶予付き死刑の判決を言い渡された累犯者、または、故意の殺人罪、強姦罪、強盗罪、誘拐罪、放火罪、爆破罪、危険物を投げ入れる罪及び有組織的暴力犯罪のために、執行猶予付き死刑の判決を言い渡された者に対しては、犯罪の状況などに基づいて、人民裁判所が減刑制限を決めることができる。

修正のポイント：執行猶予付き死刑に対して減刑制限をすることができることになった。

3、第15条：刑法の第78条の第2項の修正
旧条：減刑した後の刑期は以下より少なくすることができない。

- (1) 保護観察、拘留、有期懲役に処せられた場合には、原判決の刑期の二分の一より少なくすることはできない。¹
- (2) 無期懲役に処せられた場合には、10年より少なくすることはできない。

新条：減刑した後の刑期は以下より少なくすることができない。

- (1) 保護観察、拘留、有期懲役に処せられた場合には、原判決の刑期の二分の一より少なくすることはできない。
- (2) 無期懲役に処せられた場合には、13年より少なくすることはできない。
- (3) 人民裁判所は、本法の第50条の第2項に基づいて、執行猶予付き死刑の判決を言い渡された者を猶予期満了後、無期懲役に減刑した場合には、25年より少なくすることができない。猶予期満了後、25年の有期懲役に減刑した場合には、20年

より少なくすることができない。

修正のポイント：執行猶予付き死刑に対して減刑する場合には刑期制限をすることができることになった。

【2】刑法各則部分

1、第26条：刑法の第151条の修正

旧条：武器、弾薬、核材料又は偽造通貨を密輸した者は、7年以上の有期徒刑に処し、罰金または財産没収を併科する。情状の軽微な者は、3年以上7年以下の有期徒刑に処し、罰金を併科する。

国家輸出禁止の文物、黄金、白銀及び他の貴重金属又は国家輸出入禁止の珍しい動物及び動物製品を密輸した者は、5年以上の有期徒刑に処し、罰金を併科する。情状の軽微な者は、5年以下の有期徒刑に処し、罰金を併科する。

珍しい植物製品及び国家輸出入禁止の他の貨物や物品を密輸した者は、5年以下の有期徒刑または拘留に処し、罰金を併科するか、もしくは、単独で罰金に処することができる。情状の重い者は、5年以上の有期徒刑に処し、罰金を併科する。

第1項または第2項の罪を犯した場合には、情状の特に重い者は、無期徒刑または死刑に処し、財産没収を併科する。

団体が本罪を犯した場合には、本条によって団体に対しては罰金を科し、直接の管理者及び他の直接の責任人は、本条の各項の規定に基づいて処罰する。

新条：武器、弾薬、核材料又は偽造通貨を密輸した者は、7年以上の有期徒刑に処し、罰金または財産没収を併科する。情状の特に重い者は、無期徒刑または死刑に処し、財産没収を併科する。情状の軽い者は、3年以上7年以下の有期徒刑に処し、罰金を併科する。

国家輸出禁止の文物、黄金、白銀及び他の貴重金属又は国家輸出入禁止の珍しい動物及び動物製品を密輸した者は、5年以上10年以

下の有期徒刑に処し、罰金を併科する。情状の特に重い者は、10年以上の有期徒刑または無期徒刑に処し、財産没収を併科する。情状の軽い者は、5年以下の有期徒刑に処し、罰金を併科する。

珍しい植物製品及び国家輸出入禁止の他の貨物や物品を密輸した者は、5年以下の有期徒刑または拘留に処し、罰金を併科するか、もしくは、単独で罰金に処することができる。情状の特に重い者は、5年以上の有期徒刑に処し、罰金を併科する。

団体が本罪を犯した場合には、本条によって団体を罰金に処し、直接の管理者及び他の直接の責任人は、本条の各項の規定に基づいて処罰する。

修正のポイント：文物密輸罪、貴重金属密輸罪、珍しい動物及び動物製品密輸罪の死刑を廃止した。

2、第27条：刑法の第153条第1項の修正

旧条：本法第151条、第152条、第347条以外の貨物や物品を密輸した者は、情状により、以下の規定に基づいて処罰する。

- (1) 貨物や物品を密輸して、脱税の価額が50万元（人民币）以上の者は、10年以上の有期徒刑または無期徒刑に処し、脱税の価額の一倍以上五倍以下の罰金または財産没収を併科する。情状の特に重い者は、本法の第151条の第4項の規定に基づいて処罰する。
- (2) 貨物や物品を密輸して、脱税の価額が15万元（人民币）以上50万元（人民币）以下の者は、3年以上10年以下の有期徒刑に処し、脱税の価額の一倍以上五倍以下の罰金を併科する。情状の特に重い者は、10年以上の有期徒刑または無期徒刑に処し、脱税の価額の一倍以上五倍以下の罰金または財産没収を併科する。
- (3) 貨物や物品を密輸して、脱税の価額が5万元（人民币）以上15万元（人民币）以下の者は、3年以下の有期徒刑または

拘留に処し、脱税の価額の一倍以上五倍以下の罰金を併科する。

新条：本法第 151 条、第 152 条、第 347 条以外の貨物や物品を密輸した者は、情状により、以下の規定に基づいて処罰する。

- (1) 脱税のために貨物や物品を密輸して、脱税の価額が多額に上るか、または、一年以内で密輸行為を理由に二回の行政処罰を受けた者が、さらに、もう一度密輸行為を行った場合には、3 年以下の有期懲役または拘留に処し、脱税の価額の一倍以上五倍以下の罰金を併科する。
- (2) 脱税のために貨物や物品を密輸して、脱税の価額が多額であるという情状があった者は、または、他の重い情状があった者は、3 年以上 10 年以下の有期懲役に処し、脱税の価額の一倍以上五倍以下の罰金を併科する。
- (3) 脱税のために貨物や物品を密輸して、脱税の価額が特に多額であるという情状があった者は、または、他の特に重い情状があった者は、10 年以上の有期懲役または無期懲役に処し、脱税の価額の一倍以上五倍以下の罰金を併科する。

修正のポイント：普通貨物や物品密輸罪の死刑を廃止した。

3、第 30 条：刑法第 199 条の修正

旧条：本節の第 192 条（資金を集めるための詐欺罪）、194 条（手形詐欺罪や金融証詐欺罪）、195 条（信用状詐欺罪）の規定の罪を犯した者は、価額が特に多額であるという情状があった場合には、または、国家と人民の利益に対して特に大きな損失を引き起こした場合には、無期懲役または死刑に処し、財産没収を併科する。

新条：本節の第 192 条の規定の罪を犯した者は、価額が特に多額である場合には、または、国家と人民の利益に対して特に大きな損失を

引き起こした場合には、無期懲役または死刑に処し、財産没収を併科する。

修正のポイント：手形詐欺罪、金融証詐欺罪、信用状詐欺罪の死刑を廃止した。

4、第 32 条：刑法第 205 条 2 項の廃止

旧条：本条の前項の規定により、輸出品の税金の払い戻しを詐取するために、また、税金を帳消しにするために付加価値税専用領収書不正作成罪を犯した者は、価額が特に多額であるという情状や他の重い情状があった場合には、または、国家の利益に対して特に大きな損失を引き起こした場合には、無期懲役または死刑に処し、財産没収を併科する。

新条：廃止。

修正のポイント：輸出品の税金の払い戻しを詐取するための、また、税金を帳消しにするための付加価値税専用領収書不正作成罪の死刑を廃止した。

5、第 34 条：刑法第 206 条 2 項の廃止

旧条：付加価値税専用領収書偽造及び販売罪を犯した者は、価額が特に多額であるという情状や他の重い情状があった場合には、または、市場経済秩序を大幅に破壊した場合には、無期懲役または死刑に処し、財産没収を併科する。

新条：廃止。

修正のポイント：付加価値税専用領収書偽造及び販売罪の死刑を廃止した。

6、第 39 条：刑法第 264 条の修正

旧条：比較的が多額の公私財物を窃盗した及び累犯窃盗を犯した者は、3 年以下の有期懲役、拘留または保護観察に処し、罰金を併科するか、もしくは、単独で罰金に処することができる。価額が多額であるという情状が

あった者、または、他の重い情状があった者は、3年以上10年以下の有期徒刑に処し、罰金を併科する。価額が特に多額であるという情状があった者、または、他の特に重い情状があった者は、10年以上の有期徒刑または無期徒刑に処し、罰金または財産没収を併科する。下記の事情の内の一つがあった者は、無期徒刑または死刑に処し、財産没収を併科する。

- (1) 金融機関に対して窃盗を犯し、価額が特に多額であるという情状があった。
- (2) 珍しい文物を窃盗し、重い情状があった。

新条：比較的が多額の公私財物を窃盗した者、または、累犯窃盗、侵入窃盗、窃盗の時に凶器を携帯した者は、3年以下の有期徒刑、拘留または保護観察に処し、罰金を併科するか、もしくは、単独で罰金に処することができる。価額が多額であるという情状があった者、または、他の重い情状があった者は、3年以上10年以下の有期徒刑に処し、罰金を併科する。定額が特に多額であるという情状があった者、または、他の特に重い情状があった者は、10年以上の有期徒刑または無期徒刑に処し、罰金または財産没収を併科する。

修正のポイント：窃盗罪の死刑を廃止した。

7、第44条：刑法295条の修正

旧条：犯罪の方法を伝授した者は、5年以下の有期徒刑、拘留または保護観察に処す。重い情状があった者は、5年以上の有期徒刑に処す。特に重い情状があった者は、無期徒刑または死刑に処す。

新条：犯罪の方法を伝授した者は、5年以下の有期徒刑、拘留または保護観察に処す。重い情状があった者は、5年以上10年以下の有期徒刑に処す。特に重い情状があった者は、10年以上の有期徒刑または無期徒刑に処す。

修正のポイント：犯罪の方法伝授罪の死刑を

廃止した。

8、45条：刑法328条1項の修正

旧条：歴史的、芸術的、科学的価値のある古文化遺跡や古墳を盗掘した者は、3年以上10年以下の有期徒刑に処し、罰金を併科する。情状が軽微な者は、3年以下の有期徒刑、拘留または保護観察に処し、罰金を併科する。下記の事情の内の一つがあった者は、10年以上の有期徒刑、無期徒刑または死刑に処し、罰金または財産没収を併科する。

- (1) 全国的且重点的に設置された文物保護機関や省級的に設置された文物保護機関の中での古文化遺跡や古墳を盗掘した者。
- (2) 古文化遺跡や古墳を盗掘する集団の頭目。
- (3) 累犯的に古文化遺跡や古墳を盗掘した者。
- (4) 古文化遺跡や古墳を盗掘し、珍しい文物を窃盗し、珍しい文物を破壊した者。

新条：歴史的、芸術的、科学的価値のある古文化遺跡や古墳を盗掘した者は、3年以上10年以下の有期徒刑に処し、罰金を併科する。情状が軽微な者は、3年以下の有期徒刑、拘留または保護観察に処し、罰金を併科する。下記の事情の内の一つがあった者は、10年以上の有期徒刑または無期徒刑に処し、罰金または財産没収を併科する。

- (1) 全国的且重点的に設置された文物保護機関や省級的に設置された文物保護機関の中での古文化遺跡や古墳を盗掘した者。
- (2) 古文化遺跡や古墳を盗掘する集団の頭目。
- (3) 累犯的に古文化遺跡や古墳を盗掘した者。
- (4) 古文化遺跡や古墳を盗掘し、珍しい文物を窃盗し、珍しい文物を破壊した者。

修正のポイント：古文化遺跡や古墳盗掘罪、古人類化石や古脊椎動物化石盗掘罪の死刑を廃止した。

三、修正の特徴

「刑法修正案(8)」に見られる死刑制度に関

する修正の特徴は、以下のように考えられる。

1、高齢者の保護

まず、今日の中国は、経済的に大きく発展し高度成長期の最中にある。経済、政治、文化などあらゆる社会領域で、巨大な変化が起きている。その多くは社会生活に豊かさを感じさせるものであるが、一方で、2010年までに中国全土で60歳以上の高齢者は1.77億人に達して、総人口の8.9%を占めるまでになった。² 現在、中国は高齢社会に向かっており、高齢者に関して様々な問題が生じている。特に現代文明社会では高齢者に対して社会的な優遇政策が採られなければならない。また、これは、中国の伝統文化にある、「尊老愛幼」という言葉の精神にも合致する。「尊老」とはお年寄りたちに対して尊敬態度や優遇行為などが必要であることを意味する。それ故、高齢者に対する様々な保護及び優遇は、中国の伝統文化を継承し行われることが必要である。しかし、中国では従来最も重要な法律の一つである刑法において、高齢者に関する保護が不足していた。とりわけ、高齢犯罪者に対して量刑や行刑などに関する優遇の面で特別な配慮が不十分であった。今回の「刑法修正案(8)」により、極刑としての死刑について、高齢犯罪者に対する特別の優遇策が規定された。以前の刑法49条が、「犯罪時に18歳未満の者及び裁判時に妊娠している婦女には、死刑を適用しない。」³と規定していたにすぎなかったために、量刑時に、刑法49条に基づいて、犯罪時に18歳未満の者及び裁判時に妊娠している婦女には死刑を適用されなかったに過ぎなかったのである。すなわち、中国で犯罪時に18歳未満の者及び裁判時に妊娠している婦女だけが絶対的な死刑不適用情状となっていた。

これに対して、今回の「刑法修正案(8)」の第3条によれば、「裁判時に満75歳の者は死刑を適用しない。但し、特に残虐な手段によって他人の死の結果を惹起した場合は除く。」⁴と規定され、裁判時に満75歳の者も、

原則としてではあるが、死刑不適用の身分条件となり、その意味で、死刑不適用の条件が、中国の伝統的な「尊老」精神に従って、更に拡大したのである。

2、目的刑論の徹底化

「中華人民共和国刑法」の第一章の第一条によれば、「刑法」は犯罪を処罰し、人民を保護するために、憲法に基づいて、中国における犯罪に対する具体的経験および実際状況を踏まえて制定するとされる⁵。または、同章の第二条によれば、「中華人民共和国刑法」の任務は、刑罰を用いてすべての犯罪行為と闘い、それによって国家の安全を保護し、人民民主專政の政権および社会主義制度を護衛し、国有財産および労働大衆の集団所有の財産を保護し、国民の私的所有する財産を保護し、国民の身体的権利、民主的権利およびその他の権利を保護し、社会秩序、経済秩序を維持し、社会主義事業の順調な遂行を保障することである⁶、とされている。そのために、中国の「刑法」の役割は、「犯罪を攻撃し、人民を保護し」ということである(中国で人民は国民という意味である)。しかし、この保護という言葉は二つの意味で理解されている。まず、犯罪を攻撃することによって、社会にとって最大の病理である犯罪現象を除去し、秩序を安定させて、国民がより良い生活を営み得るようにするからこそ、刑罰も正当化され得る⁷、という意味で理解される。次に、刑罰の精神や法条の内容なども国民を保護するものとなっていなければならないという意味である。そのために、現在では、現代的な立法思想である「同害報復」が禁止されている。すなわち、「目には目を、齒には齒を」という原理は存在しないのである。むしろ、「刑罰は広い意味での犯罪防止の目的の為に科される」という目的刑論⁸が刑罰論の主流になっている。このような目的刑思想からは、残虐性を強く持っており、しかも「同害報復」という意味の強い、生命刑である死刑は制限されるべきであることになる。しかも、法社

会学の研究によって、死刑と犯罪率の間に必然的な関係がないのである。本修正案によって、高齢者に対する死刑が禁止されたと理解されるのである。

3、廃止された死刑罪名の非暴力性及び強い経済性

今回の「刑法修正案(8)」によって、13個の死刑罪名が廃止された。この廃止された死刑罪名には共通の性質があるが、それは、非暴力性である。そのうちの、9個の死刑罪名は刑法各則の「社会主義市場経済秩序破壊罪」⁹である。社会主義市場経済秩序破壊罪とは、すなわち、中国で社会主義国家の市場経済についての管理法律規則に違反し、市場経済実行又は经济管理活動中に違法行為を行って、国家的には市場経済に対してその管理活動を妨害し、又は「刑法」に基づいて当罰性を有するとされる行為である。このような行為には、上述のように、文物密輸罪、貴重金属密輸罪、珍しい動物及び動物製品密輸罪、普通貨物や物品密輸罪、手形詐欺罪、金融証詐欺罪、信用状詐欺罪、輸出品の税金払い戻しの詐取のため、あるいは、税金を帳消しにするための付加価値性専用領収書不正作成罪、付加価値税専用領収書偽造及び販売罪など計9個の罪が含まれている。そして以上の9個の死刑罪名は今度廃止された死刑罪名の三分の二を占めている。さらに、今回、窃盗罪、古文化遺跡や古墳盗掘罪、古人類化石や古脊椎動物化石盗掘罪なども廃止されているが、それらにも、強い経済性がある。詳述すれば、窃盗罪の犯罪客体は、個人や集団の「財物所有権」である。それ故に、「財物」は窃盗罪の客体である。また、古文化遺跡や古墳盗掘罪、古人類化石や古脊椎動物化石盗掘罪の犯罪客体は社会秩序の管理である。そのため、この二つの罪名は中国の「社会秩序管理妨害罪」¹⁰であると類別化することができる。したがって、今回廃止した13個の死刑罪名の中で、9個の死刑罪名は直接に経済性があり、3個の死刑罪名は間接に経済性があ

ることになる。残る1個の死刑罪名は、犯罪の方法伝授であるが、この罪名の犯罪客体は、社会秩序の管理である。以上まとめると、今回に廃止した13個の死刑罪名はすべて非暴力性であり、これが今回の改正の顕著な特徴といえることができる。

四、修正の意義と展望

現在、中国は「世界第一の死刑大国」と呼ばれている。「刑法修正案(8)」以前の「刑法」中には、68個の死刑罪名があった。今でも、55個の死刑罪名が残されている。今まで、中国で死刑についての問題は意識化されなかったし、また、年間死刑執行の人数などの情報も公開されていなかった。それは、中国では、死刑に関する情報が国家秘密であったからである。すなわち、死刑の秘密性が強く、また、死刑罪名も極めて多い。しかし、中国の死刑制度に対しては様々な非難が加えられるようになってきた。それは、国際社会が中国政府、司法制度及び人権など方面を攻撃するようになって来たからである。中国の国内でも死刑廃止論及び慎重論などの論調がだんだんと強くなっている。そのような状況の下で行われた今回の修正に関しては、以下のような点に重要な意義があると考えられる。

1、政治的な意義

今回の「刑法修正案(8)」の提出を契機として、中国は、死刑制限主義の姿勢を示している。これは未曾有の情状である。それ故に、「刑法修正案(8)」を通して、国際社会は中国に対する死刑制度めぐっての批判が減少してくるであろう。さらに、中国に対する政治上の非難も弱くなって来るだろう。

2、法律的な意義

上述のように、今回の「刑法修正案(8)」によって、中国は死刑制限主義へと移行している。現在、世界では、死刑廃止主義や死刑制限主義などの理論が刑罰論と刑事政策の主

流となっている。それ故、今回の死刑制限という修正案(8)の内容は現在主流となっている刑罰思想に迎合したということができよう。伝統的に、中国の「刑法典」は、古典主義の刑法であった。古典主義の刑法によれば、刑罰の種類が多様ではない。生命刑、自由刑及び財産刑のみである。同時に、刑罰の目的も単純である。他方、現代の刑法においては、刑罰の種類が多様化している。それは、刑罰の目的が犯罪を減少して、教育上の意義を追究することによってもたらされる。しかし、死刑は、生命を滅却し、人間を否定し、残虐な刑罰である。しかも、死刑には、教育上の意義がない。したがって、今回の「刑法修正案(8)」を契機として、中国の「刑法」は、現代的な意味での刑法典になっていくだろう。

このように、今回の「刑法修正案(8)」を成立させたことは、中国にとって非常に重要な意義がある。最近の中国司法改革にとって、重要な成果であるといえるだろう。中国は、世界第一の発展途上国として、その法律制度などは必ず注目されるだろう。そのため、われわれは死刑制限主義を初めて表明した「刑法修正案(8)」についてさらなる研究を行い、その意義を発展させていくことが必要であろう。

註

- 1、江 居英「中国刑法—原文解説と注釈」1985年(公論社)、93頁。
- 2、網易新聞「中国60歳及以上人口超1.77億、占総人口13.26%」
<http://news.163.com/11/0616/22/76N1FVVF500014JB6.html>
- 3、江 居英「中国刑法—原文解説と注釈」1985年(公論社)、59頁。
- 4、新華網「中華人民共和国刑法修正案(8)」
<http://npc.people.com.cn/GB/14010445.html>
<http://npc.people.com.cn/GB/71673/14517028.html>
- 5、全 理其 木村 峻郎「中華人民共和国刑法」1997年(早稲田経営出版)、10頁。
- 6、全 理其 木村 峻郎「中華人民共和国刑法」1997年(早稲田経営出版)、10頁以下。
- 7、前田 雅英「刑法総論講義」(第5版)2011年(東京大学出版)、30頁。
- 8、前田 雅英 上掲「総論講義」、16頁。
- 9、王 雲海「死刑の比較研究—中国、米国、日本」2005年(成文堂)、8頁。
- 10、王 雲海 上掲書、9頁。